

## プロジェクト 税効果会計

## 項目 第 34 回専門委員会で聞かれた意見

**本資料の目的**

1. 本資料は、第 34 回税効果会計専門委員会（2016 年 5 月 12 日開催）で議論された繰延税金負債に関連する論点及び国際的な会計基準との整合性を検討すべき項目について聞かれた主な意見をまとめたものである。

**未実現損益の消去に係る税効果**

2. 事務局より、未実現損益の消去に係る税効果について、現時点では結論付けず、米国会計基準の結論が出た段階で改めて審議する事務局の提案を説明したところ、以下の意見が聞かれた。

**事務局提案に賛成する意見**

- (1) 資産負債法と繰延法の両方の考え方が取り得ると考える。連結における一時差異をどのように評価するか議論であるので、米国会計基準の改正の動向を踏まえて議論することで問題ないとする。

**現行の定めを変更すべきではないとする意見**

- (2) 未実現損益の消去に係る税効果の方法を変更した場合、企業側ではシステム改修等が必要になるため、必ずコストが発生する。一方、変更した場合のベネフィットはあまりないと考えられ、コスト・ベネフィットの観点からは、現行のままの方が良いとする。

**現行の定めを見直すべきとする意見**

- (3) コストに関しては、連結パッケージの税率の管理者を購入側と売却側を入れ替えれば済むのでそれほどかからないと考えられる。一方で、資産負債法に変更した場合、繰延税金資産の回収可能性の再判定が必要になるが、他の一時差異と同様の考え方になるため、分かりやすくなるとする。

**その他の意見**

- (4) 資産負債法に変更した場合の回収可能性の再判定に関して、もう少し詳細に分析して頂きたい。
- (5) 仮に未実現損益に係る税効果の取扱いを変更する場合、特に輸出型企業においては大きな影響が出るので、一定程度の時間を要するとする。

### **繰延税金資産及び負債の表示**

3. 事務局より、繰延税金資産及び負債の表示について、国際的な会計基準に整合させて非流動項目に表示する方法に変更する事務局の提案を説明したところ、以下の意見が聞かれた。

#### **繰延税金資産及び負債の表示を非流動項目に変更すべきとする意見**

- (1) IFRS の任意適用企業が増加している中、繰延税金資産及び負債の表示についての差異が解消される点で有用である。流動比率は、流動負債を流動資産で返済できるかという指標であり、仔細な点までは求められない。表示を変更したことにより大きな影響を受ける企業に関しては、個別に分析をすればよいので、事務局提案を支持する。
- (2) 作成者にとっては財務諸表の作成コストが低減され、監査人にとっても表示区分を検証するコストが削減される。国際的な基準との整合性を図るため、繰延税金資産及び負債の全てを非流動項目とする事務局提案に賛成する。

#### **その他の意見**

- (3) 仮に繰延税金資産及び負債の表示を変更する場合、対応に時間を要しないと考えられる。
- (4) IFRS では、12 か月以内に回収又は決済が見込まれる金額を注記しなければならないが、日本の場合、12 か月以内に決済が見込まれるケースは稀であるため、この注記を採用しないことが良いと考える。

以 上